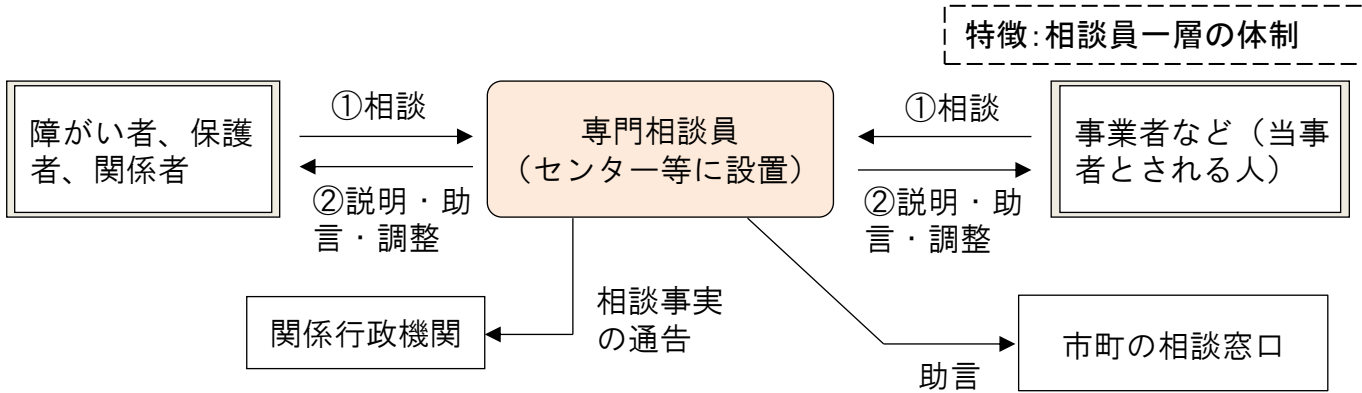
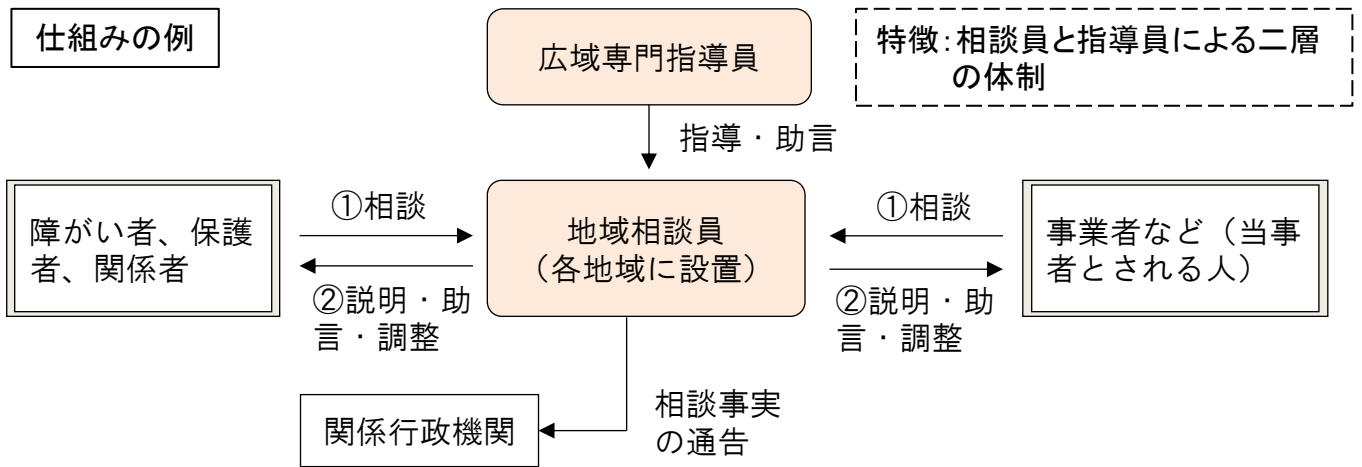


1. 相談体制

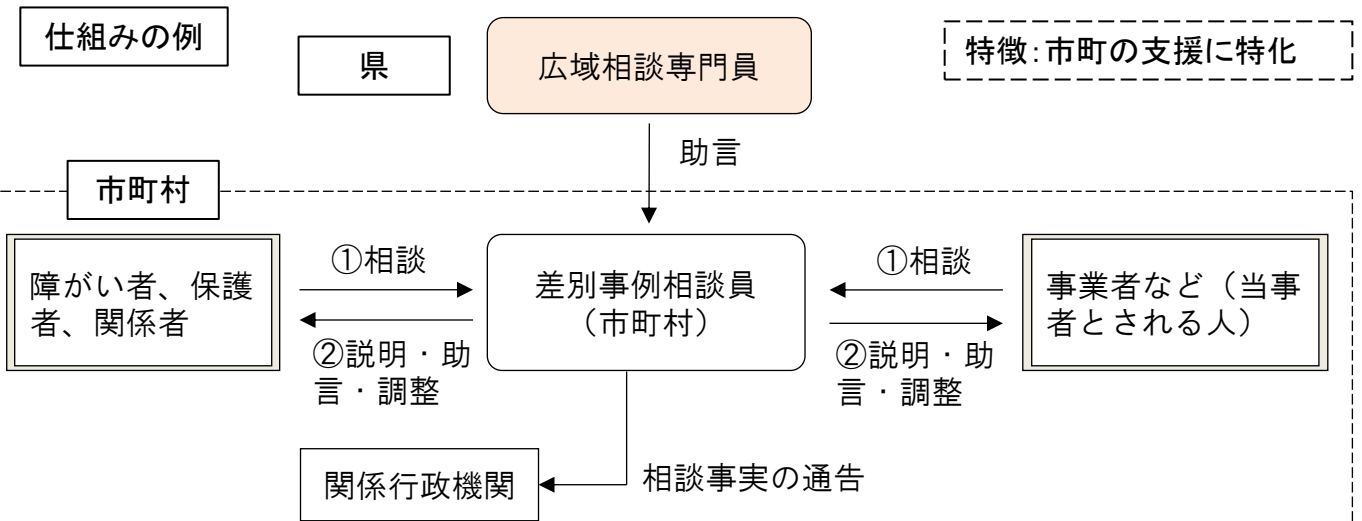
(正副委員長案) 県の組織の中に専門の相談員を設置する。※埼玉県などを参照



(代案①) 各地域に相談員を設置するとともに、広域専門指導員 (相談員の指導・助言を行う) を設置する (千葉県などを参照)。



(代案②) 市町の相談員に対する技術的助言などを行う広域相談専門員を設置する (沖縄県などを参照)。



相談体制・紛争解決を図る体制に関する制度設計案

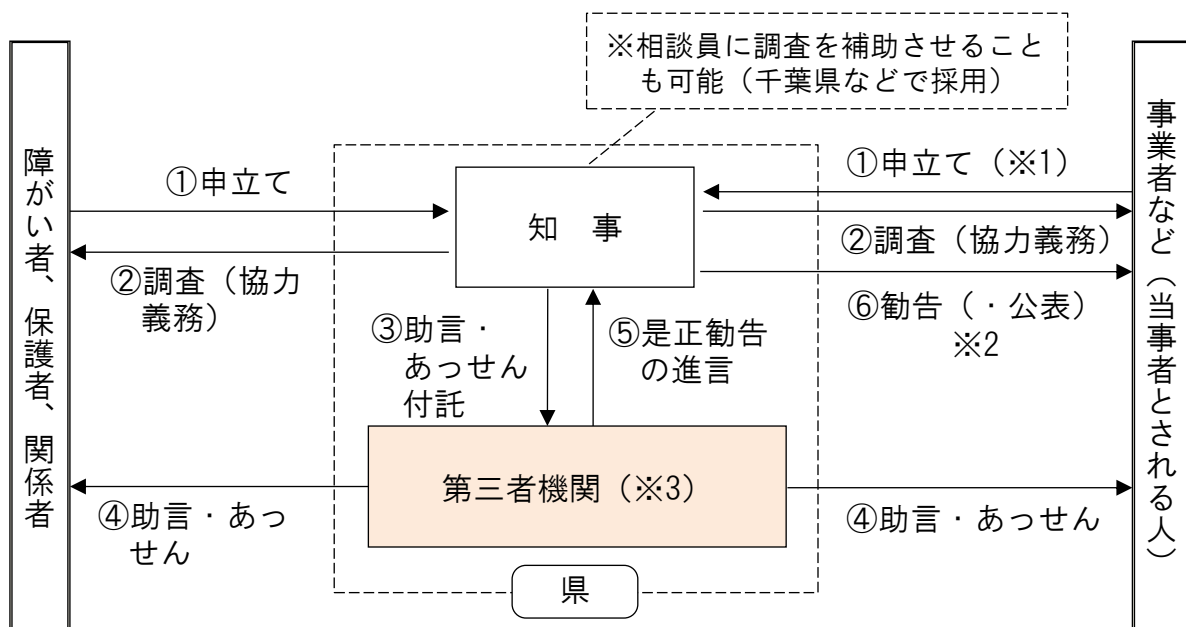
3. 相談体制ごとの利点と課題

仕組み	利点	課題
①専門相談員	<ul style="list-style-type: none"> ①市町の相談窓口以外の窓口に対応できる。 ②専門的な知識を持つ相談員による対応を図ることができる。 ③既存の枠組みが活用できる。 ④広域的な課題に対応できる。 ⑤人材の育成にかかる負担を抑制することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域相談員の仕組みに比べ、相談へのハードルが高くなる。 ②県と市町の役割分担が不明確になる可能性がある。 ③紛争解決手続の対象事案の定め方によっては、相談員による対応に、スクリーニング（ふるい分け）機能を期待できない場合があり得る。
②地域相談員＋広域専門指導員	<ul style="list-style-type: none"> ①身近な場所に相談員が設置されているため、障がい者・家族などが相談しやすい。 ②市町の相談窓口以外の窓口に対応できる。 ③相談員が苦慮する事案にも、広域専門指導員の助言を受けながら対応することができる。 ④広域的な課題に対応できる。 ⑤相談員による対応に、紛争解決手続の対象事案のスクリーニング（ふるい分け）機能を期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①県と市町との役割分担が不明確になる。 ②相談業務従事者と相談員への指導等を行う者の育成が必要になる。 ③人件費の負担が大きい。
③広域相談専門員（市町の支援）	<ul style="list-style-type: none"> ①県と市町の役割分担が明確になる。 ②市町の相談員が第一次的に対応する仕組みになるため、市町の相談員の対応に、紛争解決手続の対象事案のスクリーニング（ふるい分け）機能を期待できる。 ③人材の育成にかかる負担を抑制することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①市町の相談窓口以外の窓口に対応に限界がある。 ②広域的な課題に対応できない。 ③市町の相談窓口が整備されないと効果が出にくい。 ④県の相談窓口の強化については、別途対応する必要がある。

相談体制・紛争解決を図る体制に関する制度設計案

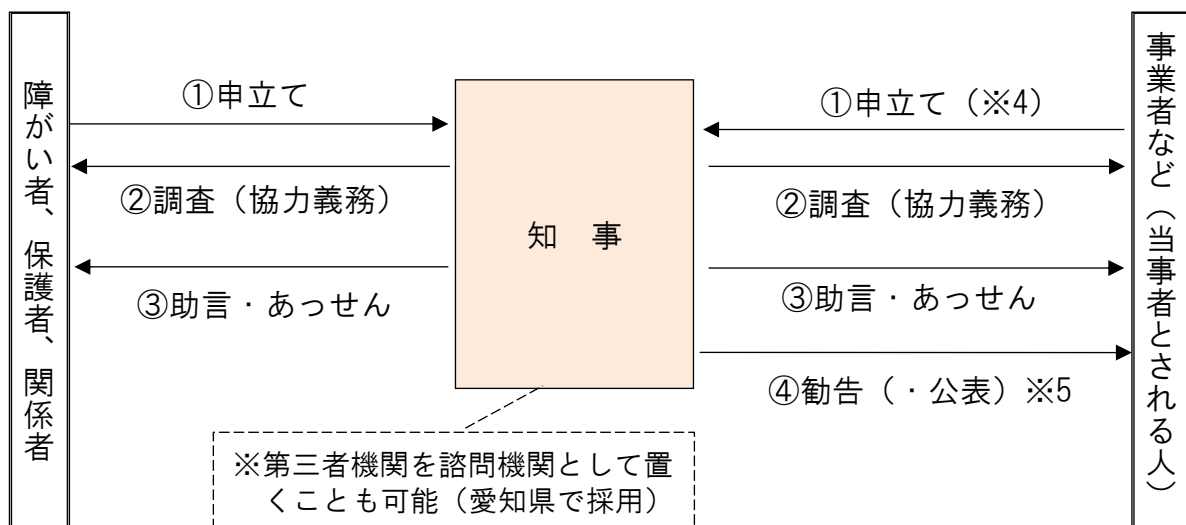
2. 紛争解決を図る体制

(正副委員長案) 第三者機関が助言・あっせんを行う(千葉県などを参照)。



- ※1 障がい当事者とその保護者等にものみ申立権を認める案もあり得る。
- ※2 勧告のみとする案と勧告に従わない場合にその旨を公表する案があり得る。
- ※3 第三者機関については、障害者差別解消支援協議会にその機能を持たせることも可能

(代案) 知事が助言・あっせんを行う(茨城県、埼玉県などを参照)。



- ※4 障がい当事者とその保護者等にものみ申立権を認める案もあり得る。
- ※5 勧告のみとする案と勧告に従わない場合にその旨を公表する案があり得る。

相談体制・紛争解決を図る体制に関する制度設計案

4. 紛争解決を図る体制ごとの利点と課題

仕組み	利点	課題
①第三者機関が行う	○専門家を含む第三者が主体となるため、専門家などの知識経験を活用できるほか、公平中立性が確保できる。	①紛争が長期化しないよう、会議の招集を機動的に行う必要がある。 ②（障がい者差別解消支援協議会に担わせる場合）協議会の位置付けを明確にする必要がある（知事の附属機関とする、など）。
②知事が行う	○事案への機動的な対応が図りやすい。	①県内部での差別事案の取扱いを整理する必要がある。 ②公正性の確保のため、運用上の配慮（相談対応との分離など）を行う必要がある。